

本件については、7月13日に公示したものですが、選定に至らなかつたため、再公示するものです。

公示番号：160477

国名：コモロ

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：コミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及／IEC 支援業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：母子栄養／IEC
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月下旬から2017年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 5.83 M/M、合計 6.53M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 80日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 95日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）(2014年4月以降契約)>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月5日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

①類似業務の経験	40 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点

(計 100 点)

類似業務	母子保健・栄養係る啓発普及・IEC 開発各種業務
対象国／類似地域	コモロ／全途上国
語学の種類	英語・仏語のどちらか(仏語が望ましいが、英仏通訳をつけて業務に携わることも可)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

コモロ政府は、SCADD（成長の加速化と持続的開発戦略文書 2015—2019）の中で保健分野を優先課題の一つとして定めている。同国における 5 歳未満児死亡率及び 5 歳未満児栄養不良状況は MDG ターゲットを達成できず、依然として 5 歳未満児死亡率出生 1,000 当たり 78、2,500 g 未満の低出生体重児 25%、成長阻害の子供 32.1% を示すなど、子どもの栄養不良の発生率は非常に高い（UNICEF 子ども白書（2015 年））。

コモロ政府は「栄養と食料に関する国家戦略（2015～2019 年）（以下、国家栄養戦略書）」を策定し、国家を挙げて栄養不良対策を講じている。同戦略では、①世帯食料安全保障、②栄養不良治療のためのマネジメント、③就学前、就学児童の栄養状態改善、④緊急時の準備と緊急時の栄養対策、等々を骨子として、母子を中心とした栄養改善に取り組むとしている。またコモロ政府は、2013 年から全世界の 55 カ国が加入する国際的な栄養改善ネットワークである SUN (Scaling Up Nutrition) プログラムに参加している。

JICA はコモロ政府に対し、コミュニティのエンパワーメントを通じて直接住民に裨益する分野に焦点をあてて援助を実施しており、保健・医療はそのひとつである。また同国の貧困削減計画に沿った援助を、マルチ機関との連携を密にとり実施していくこととしており、2013 年から UNICEF と連携し「母と子どものための健康対策特別機材供与」スキームにより栄養改善に係る資機材（薬品・栄養剤など）を供与している。

コモロ政府の国家栄養戦略書では、IEC¹の促進について、①栄養改善に係る国家 IEC 戦略の策定、②コミュニティ、特に女性、若者、子どもを対象とした IEC プログラムの実施、③啓発普及を実施するための IEC 教材作成等を実施するとしている。

¹Information, Education, and Communication (IEC) とは保健医療サービスの提供において、正確な情報を伝達し、住民を教育し対話を重ねる中で、サービス利用者の理解を深め、利用度を高めようとする活動である。

UNICEF は急性・慢性栄養不良の治療支援を行っているが、予防（慢性栄養不良含む）観点からコミュニティを対象とした IEC 支援が必要とされている。具体的には、国家啓発普及戦略の策定と実施を通して、母子の栄養不良予防に向けた知識と実践が向上し、その結果、母親及び 5 歳未満児の栄養不良と栄養状況が改善されることが期待されており、上記を踏まえコモロ政府は、JICA にコミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及／IEC 支援アドバイザーを要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、コモロ政府保健省・家族計画局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、UNICEF をはじめ WB、WHO、UNFPA を重要パートナー機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 及び重要パートナー機関と共に母子栄養改善に係るコミュニティへの啓発普及活動戦略の策定、啓発普及ガイドライン及び教材の作成、コミュニティ保健普及員向けの研修教材の策定と研修支援を通して母親特に妊産婦・授乳婦の知識・意識向上、行動変容に貢献することが期待される。

尚、本案件では、下記 6 つの成果が期待されているが、本業務従事者には①～④の成果達成のための支援を期待しており、⑤～⑥に関しては、2017 年度に別途派遣予定(公示予定)である。

尚、これらの事業目標、成果と活動に関しては、C/P やパートナー機関と調整済みであり、参考資料の PDM/PO 案（仮文）としてまとめてある。

- ① コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る「国家啓発普及戦略」が策定される。
- ② コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発普及戦略を実現するための「実施・モニタリング評価計画」が作成される。
- ③ 既存の「コミュニティ保健普及員の活動モニタリング・ツール²」に IEC に関する項目が含まれるよう改定する。
- ④ コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発活動普及戦略を実現するための「啓発普及/IEC 教材」が作成され、承認される。

（世銀プロジェクト「Comoros Social Safety Net Project³」が中心となり作成支援するため、日本人専門家は側面的技術支援を実施）

- ⑤ コミュニティ保健普及員の母子栄養改善に係る啓発普及/IEC 実践能力が強化される。
- ⑥ コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発普及システムと仕組みが改善される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016 年 9 月下旬 4 日間）

² コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発普及戦略の進捗を確認する目的で使われ、特にコミュニティ保健普及員の活動を対象としたモニタリング・ツール

³ 世銀「Social Safety Net Project」は 2015 年から 2019 年にかけて貧困層 4000 世帯を対象に、セーフティーネット及び栄養改善サービスへのアクセス向上を目的として実施されている社会保障プロジェクトである。3 つのコンポーネントのうち、一つが母子栄養改善であり、「最初の 1000 日」に着目した母子栄養改善サービスをコミュニティレベルで提供することにより、対象世帯の貧困からの脱却に寄与することを目指している。

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、コモロ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、コモロ政府の栄養に関する現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきたコモロに対する協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及びマダガスカル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2016年9月下旬～2016年12月中旬 80日間）

- ① 現地業務開始時に、JICA マダガスカル事務所にワークプランの説明を行う。
- ② 通訳を兼務するローカルコンサルタントを選定。
- ③ C/P 機関にワークプランを出し、ワークプラン（仏文）の承認を得る。
- ④ 保健省関連部局やドナー関係者からコモロにおける栄養に関する情報収集、ヒアリングを行い、栄養、特にコミュニティ母子栄養に関する政策及びその実施状況を把握する。特に、コミュニティ・保健施設訪問を通じて現場の状況を理解する。
- ⑤ 以下のプロセスにより、コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る「国家啓発普及戦略」を C/P と共に作成、配布する。
 - ア) 情報分析計画を作成、保健省へ提出する。
 - イ) コモロ国内三島での現状調査並びにデータ収集を行う。
 - ウ) 収集した情報を分析の上、現地調査報告書にまとめる
 - エ) C/P やドナー関係者と報告書の内容を確認する。
 - オ) 収集・分析した情報を基に「国家啓発普及戦略」策定ワークショップを企画・開催し、戦略書案を固める。
 - カ) 「国家啓発普及戦略」を国家承認するためのワークショップを開催し、最終化する。
 - キ) 保健省の承認を得て、「国家啓発普及戦略」を全国に配布する。
- ⑥ 上記④で作成した「国家啓発普及戦略」を実現化するための「実施・モニタリング評価計画」策定ワークショップを企画・開催する。コミュニティを対象として今まで作成してきた栄養関連ポスターやパンフレットなど既存のコミュニティ開発普及ツールの現状調査やツールの策定について、必要に応じて世銀と連携し保健省に対して技術的支援を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ マダガスカル事務所に現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間（2016年12月下旬 3日間）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2017年1月上旬 2日間）

第2次派遣ワークプラン（和文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。

併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間（2017年1月～4月 95日間）

- ① 現地業務開始時に、マダガスカル事務所にワークプランの説明を行う。
- ② C/P 機関にワークプラン（仮文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ③ 第1次派遣で開催した「実施・モニタリング評価計画」（案）策定ワークショップの結果を踏まえて、C/Pと共に、両計画書を最終化する。
- ④ 上記「実施・モニタリング評価計画」に基づき、モニタリング・ツールの改訂を行う。
 - ア) 既存のモニタリング・ツールの確認・分析を行う
 - イ) 保健省とモニタリング・ツールに関する必要なアップデートを協議するワークショップを開催する。
 - ウ) ワークショップで協議され、合意される改訂項目に、IEC に関する項目が入っていることを確認する。
 - エ) ワークショップで合意された改訂項目に沿って、資料のアップデートを行う。
 - オ) 改訂されたツールのプレ・テストを行う。
 - カ) プレ・テストの結果を踏まえて、修正を行い、モニタリング・ツールの最終化を行う。
 - キ) 保健省とモニタリング・ツールの改訂に関する承認ワークショップを行う。
- ⑤ 改訂済み最終版「実施・モニタリング評価計画」を全国に配布する。
- ⑥ 第1次派遣に引き続き、既存のコミュニティ開発普及ツールの現状調査やツールの策定について、必要に応じて保健省を支援する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仮文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA マダガスカル事務所に現地業務結果報告書（仮文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 帰国後整理期間（2017年4月下旬 5日間）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 人間開発部に提出し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

和文2部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所へ各1部）

仮文3部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時。和文及び仏文。提出部数は以下のとおり。

仏文 3 部 (JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所へ各 1 部)

ただし、第 2 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 2 次現地業務結果報告書（仏文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ コモロ保健省母子栄養 IEC 普及に関する提言

(4) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

記載項目を盛り込むこと。

- ・ コモロ保健省母子栄養 IEC 普及に関する提言

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 人間開発部及びマダガスカル事務所に提出する。

C/P と協働して作成した「国家啓発普及戦略」、「実施計画・モニタリング評価計画」、「コミュニティ保健普及員の活動モニタリング・ツール」及び「啓発普及／IEC 教材」については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク（または香港／シンガポール⇒ヨハネスブルグ）⇒アンタナナリボ（マダガスカル事務所表敬）⇒モロニ⇒アンタナナリボ（マダガスカル事務所報告）⇒バンコク（またはヨハネスブルグ⇒香港／シンガポール）⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費の上限加算

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないコモロでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

一般傭人費（ローカルコンサルタント・通訳兼務）：3,000 千円

車両関連費（通勤を除く業務用）：2,400 千円

消耗品費（事務用品）：1,200 千円

通信・運搬費（携帯電話通信費）：150 千円

資料等作成費（作成資料印刷費）：30 千円

水道光熱費（電気代・水道代）：120 千円

雑費（各種ミーティング、ワークショップ開催費）：800 千円

成果品作成費（報告書および IEC 関連資料印刷費含む）：3,000 千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

マダガスカル事務所からの情報提供あり

イ) 宿舎手配

マダガスカル事務所からの情報提供あり

ウ) 車両借上げ

マダガスカル事務所からの情報提供あり

エ) 通訳傭上

必要に応じて現地活動費により英語↔仏語通訳を兼務するローカルコンサルタントを雇用する。

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、マダガスカル事務所スタッフがスケジュールのアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

保健省及び UNICEF 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第一グループ保健第 2 チーム（TEL:03-5226-8371）にて配布します。

- ・マダガスカル事務所企画調査員進捗報告書(和文)
- ・コモロ政府作成の関連報告書
- ・本案件 PDM/PO 案(仏文)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② コモロにおいて、業務で使用される言語はフランス語なので、フランス語ができることが望ましいですが、ローカルコンサルタント（通訳兼務）の傭上を想定していますので、十分な英語力があれば業務遂行可能です。
- ③ 本案件は、IEC 教材やマテリアルの作成支援が中心ではなく、コミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及戦略作成や仕組みづくり支援が中心となります。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に

地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ia/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上